

議案第4号

富津市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について
富津市都市公園条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月29日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号）が施行されたことに伴い、関係する規定の整備をするほか、有料公園施設について、利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度の導入及び使用料の一部見直し等を行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市都市公園条例等の一部を改正する条例

(富津市都市公園条例の一部改正)

第1条 富津市都市公園条例(昭和51年富津市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の4の次に次の1条を加える。

(公園施設に関する制限)

第2条の5 市の設置に係る都市公園についての政令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

第6条の2第2項中「使用」を「利用」に改め、同条第3項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改め、同条第4項中「使用期間」を「利用期間」に、「使用時間」を「利用時間」に改める。

第6条の3の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「による使用」を「による利用」に、「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「、使用の許可」を「、許可」に改め、同項第3号中「使用」を「利用」に改め、同項第4号中「使用の」を削り、同項第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に、「責」を「責め」に改める。

第10条中「使用又は占有の許可の際若しくは使用又は」を「利用若しくは占有の許可の際又は利用若しくは」に改める。

第10条の2各号列記以外の部分中「還付しない」を「、還付しない」に改め、「各号」の次に「のいずれか」を加え、同条第1号中「使用者」を「利用者」に、「責」を「責め」に、「その使用」を「その利用」に改め、同条第2号中「使用」を「利用」に、「取り消し」を「取消し」に、「とき。」を「場合」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「若しくは」を「又は」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に、「責」を「責め」に改め、同条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第13条第1号中「、第3項」を「第3項」に改める。

第14条第2項中「前項の規定により、都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合は」を「第6条の2第2項及び第3項並びに第6条の3の規定は、前項に規定する指定管理者による管理に準用する。この場合において」に、「の規定中」

を「及び第3項並びに第6条の3中」に改める。

第15条第1号中「公園施設」を「都市公園」に、「、法第6条第1項又は」を「又は法第6条第1項若しくは」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「前号の許可に係る使用料の徴収」を「有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第6条の2第2項に規定する有料施設の使用許可」を「有料公園施設の利用許可」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 有料公園施設の運営に関する業務

第20条中「法第5条の3」を「法第5条の11」に改め、同条を第24条とする。

第19条中「使用料」の次に「又は占用料」を加え、同条を第23条とする。

第18条を第22条とし、第17条を第21条とし、第16条の2を第20条とし、第16条の次に次の3条を加える。

(利用料金)

第17条 第14条第1項の規定により有料公園施設の管理を指定管理者が行う場合において、利用者は、第9条第1号の規定にかかわらず、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、これを変更する場合も、同様とする。

3 前項の利用料金は、許可を受けたときに納入しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の不還付)

第18条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由又は指定管理者が特に認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第19条 第17条の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を得て定めた基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表第1中「第6条の2」を「第6条の2関係」に、「庭球場」を「テニスコート」に改める。

別表第2中「第9条」を「第9条関係」に改める。

別表第3中「第9条」を「第9条関係」に改め、同表の1 陸上競技場使用料の表中「使用単位」を「単位」に改め、同表専用使用の場合の部中「専用使用の場合」を「専用」に改め、「に使用するとき」を削り、同表個人使用の場合の部中「個人使用の場合」を「個人」に改め、同表備考中「勤務先」の次に「又は通学先」を、「有する者」の次に「(以下「市内利用者」という。)」を加え、「使用する」を「利用する」に改め、別表第3の2 野球場使用料の表中「使用単位」を「単位」に改め、「に使用するとき」及び「が使用するとき」を削り、同表備考1中「市内在住者及び市内に勤務先を有する者」を「市内利用者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同表備考2中「使用」を「利用」に改め、別表第3の3 庭球場使用料の表中「庭球場使用料」を「テニス場使用料」に、「使用単位」を「単位」に、

「

入場料の 類を徴収 しない場 合	クレーコート	1面1時間以内	540円
	全天候型人工芝コート		750円
入場料の 類を徴収 する場合	全天候型アスファルト系及びウレタン系コート		540円
	クレーコート		3,240円
	全天候型人工芝コート		3,240円
	全天候型アスファルト系及びウレタン系コート		2,700円

」を

「

入場料の 類を徴収 しない場 合	全天候型人工芝コート	1面1時間以内	640円
	全天候型アスファルト系コート		430円
入場料の 類を徴収 する場合	全天候型人工芝コート		3,240円
	全天候型アスファルト系コート		2,700円

」に

、「コインロッカー」を「コインロッカー」に、「シャワー」を「シャワー」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考	1 市内利用者以外の者が利用するときの使用料は、コインロッカー及びシャワーを除き、本表に規定する使用料に5割に相当する額を加算した額とする。 2 使用料の徴収金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
----	---

別表第3の4 球技広場・少年サッカー場・運動場広場使用料の表中「使用単位」を「単位」に、「アマチュア」を「アマチュア」に改め、「に使用するとき。」を削り、同表備考中「市内在住者及び市内に勤務先を有する者」を「市内利用者」に、「使用する」を「利用する」に改め、別表第3の5 ビジターセンター使用料の表中「使用単位」を「単位」に改める。

(富津市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 富津市都市公園条例の一部を改正する条例(平成25年富津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定中

「	「								
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">540円</td></tr><tr><td style="text-align: center;">750円</td></tr><tr><td style="text-align: center;">540円</td></tr><tr><td style="text-align: center;">3,240円</td></tr><tr><td style="text-align: center;">3,240円</td></tr></table>	540円	750円	540円	3,240円	3,240円	<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">640円</td></tr><tr><td style="text-align: center;">430円</td></tr><tr><td style="text-align: center;">3,240円</td></tr></table>	640円	430円	3,240円
540円									
750円									
540円									
3,240円									
3,240円									
640円									
430円									
3,240円									
」を	」に、								

「	「							
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">550円</td></tr><tr><td style="text-align: center;">770円</td></tr><tr><td style="text-align: center;">550円</td></tr><tr><td style="text-align: center;">3,300円</td></tr></table>	550円	770円	550円	3,300円	<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">660円</td></tr><tr><td style="text-align: center;">440円</td></tr><tr><td style="text-align: center;">3,300円</td></tr></table>	660円	440円	3,300円
550円								
770円								
550円								
3,300円								
660円								
440円								
3,300円								

3,300円

」を

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の4の次に1条を加える改正規定及び第20条の改正規定は公布の日から、第14条第2項の改正規定、第15条第3号の改正規定及び第15条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定並びに第20条を第24条とし、第19条を第23条とし、第18条を第22条とし、第17条を第21条とし、第16条の2を第20条とし、第16条の次に3条を加える改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日前になされた使用の許可で、当該使用の日が同日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の富津市都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 利用料金に係る承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、平成31年4月1日前においても、改正後の第17条第2項の規定の例により行うことができる。